

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第37回）

議事録

日時：令和7年12月10日（水）10:00～12:00

場所：経済産業省本館17階第4・5共用会議室

出席者：犬伏委員、小山委員、中嶋委員、浜口委員、藤井委員、村上委員、室田委員（五十音順）

議題：特定の工場に対する緑地規制の見直しについて

議事内容：

○猪又課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、産業構造審議会地域経済産業分科会第37回目の工場立地法検討小委員会を開催させていただきます。

私、事務局を務めます地域産業基盤整備課の猪又と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席をいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の小委員会は、ウェブ会議形式との併用により開催をさせていただいております。来省されている皆様におかれましては、席上の i Pad から資料を御覧いただきますようお願い申し上げます。操作等に御不明な点がございましたら、お申しつけくださいませ。オンラインから御参加のオブザーバーの皆様は、投映もしくは事前にお送りさせていただいている資料を御覧いただければと思います。

また、オンラインでの御参加の皆様は、カメラは常にオフにしていただき、マイクは御発言のとき以外はオフの状態としていただきますようお願い申し上げます。

開会に当たりまして、経済産業省総括審議官の佐々木より一言御挨拶を申し上げます。

○佐々木総括審議官 皆さん、おはようございます。本日は御多忙のところ御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から地域経済産業政策に御理解と御協力をいただいておりまして、改めて心から御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律でございます。

昭和48年に工場立地の調査等に関する法律を改正いたしまして、一定規模以上の工場に対し、緑地や環境施設の整備等を義務づけいたしまして、工場立地と周辺の生活環境との調和を図ってまいりました。

足元の国内投資が拡大傾向である中、地域での分譲可能な産業用地面積は減少を続いている状況でございます。先般開催されました第26回産業構造審議会地域経済産業分科会におきましても、官民目標として設定をしております2040年度に200兆円の設備投資を実現していくということに向けまして、投資に必要となる産業用地の確保のためのあらゆる手段を検討することが求められているという状況でございます。この検討に当たりまして、既存の産業用地の活用が施策の1つとして挙げられてございます。

工場の緑地や環境施設は、周辺の住民皆様の心理的不安感の低減も含めまして、地域の生活環境との調和を保つ重要な要素でございます。脱炭素や生物多様性保全の観点からも、その役割はますます高まっているということでございます。SDGsなど、企業の社会的責任も多様化する変化の中で、産業立地と地域の生活環境との調和を前提に、いかに地域の実情に応じた制度としていくかを重要な課題として捉えているところでございます。

本日は、現行制度の概要や運用状況を御報告申し上げた上で、地域の実情に応じて、既存用地の有効活用を図る案につきまして御説明をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、幅広い観点から忌憚ない御意見を賜り、今後の制度設計に向け方向性を検討する上で御示唆を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○猪又課長 議事に先立ちまして、事務局より少々お時間を頂戴したいと思います。

まず初めに、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まずは、東京都地域婦人団体連盟理事、犬伏貴子様、日本緑化センター企画総務部長、小山直人様、日本経済団体連合会産業政策本部副本部長、中嶋康様、神戸大学経済経営研究所教授、浜口伸明様、筑波大学システム情報系教授、藤井さやか様、日本総合研究所創発戦略センターチーフスペシャリスト・未来社会価値研究所長、村上芽様、千葉県商工労働部次長、室田秀明様、以上、7名の皆様に委員に御就任をいただいております。

本日は、委員7名、全ての皆様に御出席をいただいております。定足数を満たしていることをここに御報告を申し上げます。

また、本日はオブザーバーとして、全国市長会及び関係省庁の皆様にもオンラインを含

め、御参加をいただいているところでございます。

続きまして、議事に入る前に、本委員会の委員長の選任をお願いしたいと存じます。

委員の互選により行っていただきたく存じますが、大変僭越ながら、事務局としては、地域経済産業分科会長もお務めいただいている浜口委員を御推薦したいと存じますが、皆様いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、浜口委員に委員長をお願いさせていただきたいと存じます。ここからは浜口委員長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○浜口委員長 皆様、おはようございます。ただいま委員長に選出いただきました浜口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日の配付資料等について事務局から説明をお願いいたします。

○猪又課長 ありがとうございます。本日はペーパーレス会議とさせていただいております。委員の皆様には、お手元に配付しておりますタブレット端末から配付資料を御覧いただければと思います。不具合な点、不明な点がございましたら、お近くの事務局へお声がけくださいませ。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。まず1つ目、議事次第、それから資料1として、工場立地法検討小委員会の委員名簿、資料2として「工場立地法検討小委員会の公開について」というタイトルの資料、資料3として「工場立地法の運用状況及び特定の工場に対する緑地規制の見直しについて」というタイトルのパワーポイント資料、それから資料4「都市緑地政策の最近の動向について」、以上でございます。

また、議事に先立ちまして、本小委員会の公開について御説明を申し上げます。資料2を御覧くださいませ。

議事要旨は無記名とし、事務局の文責の下、作成し、開催後速やかに公開をいたします。議事録は、委員各位の御了承の下、発言者の名前を記載の上、開催後、原則1か月以内に公開をいたします。配付資料は原則として公開をいたします。小委員会の様子は、ユーチューブで中継をさせていただいております。

小委員会開催の日程については、事前に周知をいたします。また、個別の事情に応じて会議または資料を非公開とするか否かについては、委員長に一任することといたします。

本委員会の公開については以上でございます。

○浜口委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、資料3の工場立地法の運用状況及び特定の工場に対する緑地規制の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

○猪又課長 ありがとうございます。皆様、資料3を御用意いただければと思います。

既に委員の皆様には、資料の御説明と御意見をお伺いする時間を頂戴したところであります。これから申し上げる説明が重複する部分は多いかと思いますが、御容赦をいただければと存じます。

まず、親委員会である産業構造審議会地域経済産業分科会でどのような御議論と検討課題がお示しされているか、改めて委員の皆様と共有をさせていただきます。

3ページ目を御覧ください。大きな話としては、2040年度時点で官民投資200兆円の実現に向けて、その受皿となる産業用地を確保していくこと。そのために、地方公共団体が行う産業インフラの整備を支援するほか、産業用地の計画的な整備を促進するため、関係法令の改正を含めた検討を行うこと。このことが、今年6月に閣議決定された骨太の方針でもお示しをされているところでございます。

それを踏まえて、10月14日に地域経済産業分科会が開催されたところでございますが、その中で御紹介された今後の検討の方向性ということで、産業用地を確保するための4つの確保の手段がお示しをされているところでございます。

産業用地の確保の手段として、まず④に新規の用地造成とございますが、様々な土地利用のルールがある中で、新たな開発行為だけで増やすのではなく、あらゆる手段を講じることが必要とされており、そのための課題や論点が列挙されているところでございます。

この中で、本小委員会に関する課題として、まず①でございますけれども、既存の工場拡張ということで、その課題として、工場増設に当たり、緑地面積率規制が障壁となっているケースがあることから、その検討するべき論点として、緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、様々な環境規制の整備状況や、様々な特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討するべきではないかということが挙げられております。

それから、もう一点、本小委員会に関わる部分として、確保手段の③に当たりますが、工場遊休地をもっと活用していきましょうということも挙げられております。その論点としては、活用可能な工場遊休地の情報をいかに国として把握し、さらにその情報をいかにして有効活用していくかということも検討するべき論点として挙げられているところでござ

ざいます。

この2つの論点を、小委員会の委員の皆様にどのようなスケジュールで御審議いただくかについて、スライドの4でお示しをしております。

本日の第37回では、特定の工場に対する緑地規制の見直しについて御審議と御承認をいただき、今後は、緑地規制の全国的なあり方について、これを3月の前後、その次は5月の前後に、同じ議題の2回目の議論と工場跡地の把握について、御議論いただくことを予定しております。何とぞよろしくお願ひします。

スライドの5をおめくりください。スライド5では、本日御議論いただきたい論点と、御承認を頂戴したい御提案内容を御紹介しております。

具体的に申し上げると、特定の工場に対する緑地規制の見直しということで、足元において企業が産業用地を新たに確保することが困難な状況にある中で、周辺の生活環境との調和を前提とした、緑地面積率の見直しができないかということを御提案いたします。

具体的な制度見直しのアイデアとして、地域未来投資促進法のスキームの中で、周辺の生活環境との調和のために必要な対応を行う場合に限って、市町村が条例で定めた緑地面積率等を適用できるようにするというものです。

以上を踏まえた上で、御議論いただく前提として、まずは工場立地法の緑地規制について、その内容と運用状況等を確認していければと思います。スライドの7をおめくりください。

スライドの7に工場立地法の概要を御紹介しております。法の目的は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われ、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与すること。法の対象となる工場は、業種が、製造業、電気・ガス・熱供給業であり、その敷地面積は9,000平米以上。国の準則で定めている緑地面積率は、緑色で塗り潰している枠の内段に記載しておりますが、敷地面積の20%以上となっております。

この国の準則のほかに、青色で塗り潰している部分でございますけれども、市区町村準則やその他の特例準則があり、それらの準則に基づき、自治体が定めた条例等に違反した場合、自治体は是正勧告を実施し、事業者がそれに従わない場合のために、変更命令や罰則規定が設けられております。

スライドの8に進んでください。スライドの8では工場立地法制定時の背景を御紹介しております。制定は1959年（昭和34年）、このときは、工場適地に関する全国的な調査の実施を目的とした法律として制定をされております。

ただ、その後、既設の工業地帯を中心とした公害問題の深刻化、工場周辺住民あるいは将来に工場立地が行われようとしているエリアの地域住民の不安の増大、さらには四日市の公害裁判等もあり、企業は工場立地の段階において、将来の周辺環境に与える影響についても十分に注意を払う義務があるという社会的な責任が問われるようになりました。

この流れを受けて、1973年、昭和48年でございますけれども、現在の体系となる工場立地法に改称され、一定規模、9,000平米以上でございますけれども、一定規模以上の面積を持つ工場に対しては、環境施設面積や緑地面積等を配置するようにする規制が行われることとされました。

なお、その後でございますけれども、工場の立地に際しては、一番下の備考にもありますとおり、騒音規制、大気汚染防止等の規制を行う法律が制定されて、工場立地法以外の各種法令でも環境規制が設けられていることに御留意をいただければと思います。

次のスライド、9ページに進んでください。このスライドでは、時代の変化と時代の要請に応じて、工場立地法も幾度かの見直しがあったことを御紹介申し上げております。

大きな転換としては、1973年の改正から24年が経過した1997年、平成9年の改正です。この改正の背景としては、そのときの地方分権の要請、地域の実情、公害防止技術等、これらに工場立地法が十分に対応していないとの指摘、あるいは、老朽化した工場の建て替えに対する支障となっているとの指摘、このような指摘が各方面からあったことが、改正に至った背景となります。

具体的の改正の内容としましては、都道府県及び政令指定都市が緑地面積率を、従来の全国一律の基準に変えて、地域の実情に応じて地域準則を条例で定めることができるようになったこと。それ以外には、工場を申請する際の届出先や勧告、変更命令等の主体が都道府県や政令指定都市に移譲されたこと等が挙げられております。

それ以降も、1997年の流れをくんで見直しが行われておりますが、大きな軸は、地域の実情が尊重され、実情に合った形で、緑地面積の設け方もそのエリアの特徴に応じて、例えば、人が多く集まるようなエリアでは、緑地は国準則並み、あるいはそれ以上に、そうでない工業専用地域や工業地帯のようなエリアでは、工場立地法の市区町村準則の範囲の中で、自治体の実情に応じて条例が制定できるようにと見直しをされてきております。

また右側の表にもございますが、工場立地法の見直しの動きとは別に、特区法や企業立地法、地域未来投資促進法の中でも緑地率の特例措置が設けられております。この部分の詳細は、この後のスライドで御紹介を申し上げたいと思います。

スライド10以降は、緑地の意義及び地域とそこに立地する工場がいかなる工夫によって緑地を確保されているかを御紹介するスライドになります。スライドの10をお開きください。

スライドの10では、緑地の意義、緑地に期待される効果を挙げておりますが、心理的効果、騒音の防止、防災・保安効果、緑地の利用効果ほか、緑地には多くの効果が期待をされております。

そのため、各企業は、工場立地法の求めに基づき、あるいは法律の求めだけではなく、地域との共生を図る企業の社会的な責任として、様々な工夫をしながら緑地の確保に努めております。

具体的な例を御紹介します。まず11ページに、重複緑地について御紹介をしております。

重複緑地ですが、緑地以外の施設と重複して設置された緑地のことで、左下の例示では、屋上の庭園であったり、パイプの下の芝生であったり、緑化された駐車場等が御紹介されております。分かりやすいイメージとして、右側に屋上緑化の事例を写真で御紹介しております。

工場立地法の国準則では、この重複緑地についても緑地面積に算入できるようにはしております。ただ、純粋な緑地と等しい効果とは言えないという理由で、算入できる割合を制限しております。真ん中の表になります。

他方で、同じ表の中ですけれども、市区町村が市区町村準則や別の法律、例えば地域未来投資促進法や国家戦略特区法がそれに当たりますが、別の法律に基づく条例により、地域の実情に応じてその算入率を緩和することは可能とされております。

次は、敷地外緑地についてです。スライドの12になります。敷地外緑地の事例として、キリンビール横浜工場の取組を御紹介しております。右端がロケーションの写真、工場に隣接されている場所で緑地が確保されておりますが、どのような緑地にデザインされているかが、その隣、左の写真であります。首都高速道路の下の緑地になります。

この緑地整備により全長が1.1キロメートル、面積は3万3,400平米という規模の緑地が市民に開放された工場緑地として誕生し、工場周辺の緑化に寄与されている以外にも、地域の活性化、防災面の強化、生物多様性が生まれたとの御紹介がされております。

以上のとおり、工場立地法に基づく工場緑地の確保は、地域の実情に応じて市区町村が柔軟性を持って対処されていることが可能となっており、次にスライド13を御覧いただければと思いますが、この一覧表にある数値の範囲の中で、市区町村が条例を定めることが

可能となっております。

スライド14では、市区町村の条例制定状況を御紹介しております。今現在、工場立地法等5法令に基づき、独自の緑地面積率を設定している市町村は732市町村、全国の市町村のうち約42%の自治体が条例を定めております。これらの市町村において、緑地面積率が緩和されたことによって周辺の生活環境へ悪影響があったとの報告、それらを理由とする勧告は、今現在確認をされておりません。

なお、次の2ポツ以降の文字とそのグラフを説明している内容を要約させていただければ、市町村の準則の範囲の中で条例を制定した市町村の多くは、最大限引下げ可能な下限値まで緑地面積率を緩和しているケースが、右下の円グラフにあるとおり、75%と多くを占めています。

一方で、周辺環境との調和をより意識した自治体の中では、国の準則値、20%でございますけれども、これよりも緑地面積率を引き上げている自治体もあり、要すれば、多くの自治体が地域の実情に応じて、地域にある工場と地域の環境との調和を図った条例を制定されていることがうかがえるかと思います。

次のスライドの15では、条例を設けた自治体の中で、実際には立地している工場がどの程度の緑地面積率を設けているかについて御紹介をしております。

全国の多くの自治体が柔軟に条例を制定している中で、2023年度でございますけれども、工場立地法上の新設届出、あるいは変更届出を行った工場の1工場当たりの平均緑地面積率を見てみると19%ということで、国準則の20%に近い数字となっております。

ボリュームゾーンで見てみると、10%から20%未満の工場数が最も多く全体の40%。次いで、国準則の20%から30%未満の工場が全体の32%となっております。

なお、同じ2023年度に、自治体が勧告を行ったケースは6件、条例で定めている緑地面積よりも足りていなかったことによる勧告でございますけれども、確認できた情報として、具体的な内容としては、緑地整備のスケジュールが思うように進んでいなかったこと、緑地の配置場所が間違っていたということで、全体の面積が足りなかったという報告を受けております。

次からは、これらの実態を踏まえた上で、今回御意見をいただく、地域未来投資促進法による特例制度の見直しの背景や具体的な検討内容について御紹介申し上げます。

スライドの17になります。冒頭にお示しした親委員会でございます地域経済産業分科会資料の抜粋を再掲しているものでございますが、まずは、産業用地の確保が足元どのよう

な状況になっているかということを御紹介させていただきます。

スライドの18になります。右のグラフにありますとおり、2010年時点では分譲可能な産業用地の面積が約7,000ヘクタールあったところ、10年後の2020年にはほぼ半減の約3,000ヘクタールまで減少しております。

実際に、自治体にアンケート調査した結果を左側の円グラフでお示しをしております。その内容を見ますと、既に産業団地が枯渇している、あるいは3年以内、5年以内に枯渇するとお答えされている自体が全体の8割以上を占めており、多くの自治体が企業のニーズに応えられる産業用地が不足している状態になっていることがうかがえます。

次はスライド19です。これは、多くの自治体が産業用地の準備が現状難しい中で、地域の実情、地元企業からのニーズに応じて準則の範囲の中で条例を制定し、その上で緑地面積率を設定されたことで、産業用地を捻出していることを御紹介している絵でございます。

工場立地法を通じて、最近の工場拡張投資の動向を測るものとして、2017年度から2023年度までの7年間で、工場立地法の敷地面積の変更の届出を見てみると、中央の円グラフになりますが、7年間で607件の変更届がございます。敷地を増やすという変更届が389件、減らすが218件、面積増が面積減を171件上回っており、届出を面積で見てみると、差引きで262ヘクタールの純増となっております。

次に20ページになります。ここでは、企業サイドから寄せられた緑地制度設計に関する御意見、御要望を御紹介しております。

これもアンケート結果になりますが、現行の緑地面積率が生産拡大に与える影響、影響はなしと御回答されている企業が74%と大半ではございますけれども、26%は影響があると御回答されております。

具体的な声を拾っていくと、例えば、真ん中の1つ目のポツになりますが、使用する機器の特殊性から、拠点の変更ができない事情がある中で、現在の立地場所での増設投資が、緑地面積率規制により行えていない状況にある。あるいは、工場の新設に際し倉庫等の増設が検討されている中で、緑地規制によって予定よりも倉庫を小さくしたことによって、工場内倉庫でのストックができず、別工場を経由しての輸送になっている。

また、自治体サイドからもお声を頂戴しております。主なものとしては、企業のニーズに応えるために、地域固有の事情を考慮しながら適切な緑地面積率を設定したいので、さらなる裁量を与えてほしいとの声も上がっているところでございます。

次に、スライド21になります。ここからは、工場立地法に係る特例措置の中身と、その

特例措置の中で企業の緑化への取組を御紹介申し上げますが、まず恐縮でございますけれども、再度9ページ目にお戻りいただければと存じます。

9ページ目では、時代の変化とそのときの要請に応じて工場立地法が幾度かの見直しを行ったこと、それから、一番右側になりますが、特区法ほかによる特例措置が設けられたことを御紹介申し上げました。

特例措置としては、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性を踏まえて、地方自治体の取組を支援するための措置として、地域未来投資促進法の前身であります企業立地促進法が2007年に制定され、その中で緑地面積率の特例が盛り込まれております。2017年からは、地域未来投資促進法として緑地面積率の特例措置が引き継がれております。再度、恐縮でございますが、21ページ目にお戻りいただければと思います。

21ページ目には、地域未来投資促進法のスキームを御紹介しております。まず法律の1つの目的は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進するために、地方公共団体の主体的かつ計画的な取組を支援し、そのことにより地域の成長、発展の基盤を図るというものでございます。

この地域の計画、ちょうど赤枠のところでございますが、この地域の計画は、基本計画と呼ばれるもので、県及び市が共同で策定していただく必要のある計画のことを意味しておりますが、この計画を地域未来投資促進法の目的に沿って進めていくためのフローを、2ポツ以降で御紹介しております。

まずは、国が示した基本方針に基づき、県及び市町村が共同で策定する基本計画には、赤枠に主な内容と書かれておりますけれども、このような内容を記載していただき、その計画を国が同意、国の同意を得た基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画という計画を策定した民間事業者は、都道府県がその計画を承認した場合には、一番下にあるような税制措置や金融による支援措置、予算による支援措置、規制の特例措置等が受けられるスキームになっております。

このスキームの中で、地域未来投資促進法の特例として、緑地面積率の緩和が適用されるには、まずは、申し上げたとおり、県と市町村が共同して策定した基本計画の中で、重点促進区域というエリアを定めていただき、そのエリアの中で、さらに工場立地法の特例を認める工場立地特例対象区域というエリアに絞り込んでいただく必要がございます。

さらに、そのエリア内にある市町村が地域未来法準則に基づき、許容されている緑地面積の範囲の中で条例を制定した場合に限って、その市町村内に立地する企業は、条例の範

団の中での緑地面積率を設定できるという、極めて限定的な仕組みとなっております。逆に、市町村が条例を制定しない場合には、当該自治体に立地している企業は、地域未来法準則は適用されないということになります。

22ページでは、実際に地域未来投資促進法に基づく地域準則の活用状況を御紹介しております。地域未来投資促進法の地域準則条例を制定した自治体の数は、今まで196の市町村、最大限引下げ可能な1%まで、これはアスタリスクにも書かれてありますとおり、工業地域や工業専用地域に限った話でございますけれども、下限値の1%まで引下げを行った市町村は36市町村で全体の18%程度、ボリュームゾーン的には1%から5%が最も多く、5%超が次いで36%となっております。

なお、地域未来投資促進法の地域準則に基づいて届出を行っている工場は1,041あり、その平均の緑地面積率は16.5%ということで、国の緑地面積率20%を3.5%程度下回っているところでございます。

このことについては、緑地面積率が条例では低く設定することが許容されていたとしても、地域との調和を意識した緑地面積の確保に努めている工場は少なくないということの表れだと思っておりますが、その個別の事例を、次の23ページ目で御紹介させていただきます。

宮城県美里町にありますキョーユー株式会社様の例です。この企業は、半導体や航空宇宙関連の精密機械部品を製造されている企業でございます。宮城県美里町は地域未来投資促進法の地域準則条例を制定し、緑地面積率を最大で1%まで引き下げができることとなっております。同社は、隣接する農地を転用し工場を拡張、この際に緑地面積率を1%ではなく7%に設定をしております。その理由は、必要な農地の転用面積を最小限にするためだったとのことでございます。

また同社は、工場立地法の求めとは別のところで地域への貢献をされたり、写真にありますとおり、工場を地域に開放し工場見学を受け入れたり、あるいは太陽光パネルの設置をしたり、災害時の施設利用の協定を地域と締結しているようでございます。

以上、足元の産業用地不足の背景と現行の地域未来投資促進法の特例の内容、運用状況を御紹介させていただきました。

それらを踏まえて、このたびの緑地面積率等をどのように見直すか、その案が24ページになります。その内容のポイントでございますけれども、地域未来投資促進法の特例措置として、地域経済を牽引する特定の工場に対して、緑地面積率を下の表のとおりに緩和す

るというものであり、その対象となる工場は、生活環境の保持について配慮する取組を求める、それを具体的に申し上げれば、地域との交流や質の高い緑地整備等を行っていただくということを想定しております。

今御紹介申し上げたポイントを、想定している地域未来投資促進法のスキームに落とし込んだ図が25ページになります。

上の段の基本的な仕組みについては、さきに御紹介した21ページ目の現行と同じになりますが、現行の未来法準則よりも、さらに緑地面積率の緩和の適用を求める企業は、既存のスキームの上で、さらに地域経済牽引事業計画というものを策定していただくことになります。その中には、前のページで御紹介申し上げたとおり、生活環境の保持について配慮する取組を盛り込んでいただく必要がありますが、具体を申し上げれば、地元住民との交流、質の高い緑地整備、工場周辺環境に配慮した先端技術の導入等を盛り込んでいただくことを想定しております。

その計画については、都道府県が当該企業の立地している市町村に事前に協議、市町村から同意を得られた後に、都道府県が承認する流れになりますが、これについても、この特例が適用されるためには、現行の地域未来投資促進法の特例と同じく、市町村がこのケースで実際に適用する緑地面積率を条例で制定することが必要になります。

26ページは、今回の御提案を盛り込んだ形で緑地面積率の基準を一覧にしたものでございます。

27ページからは、既に導入されている国家戦略特区における緑地面積率の運用について御紹介申し上げます。国家戦略特区ほか幾つかの特区法では、特区区域内において条例で独自に緑地面積率を定めることができることとなっており、その下限値は1%としているところでございますけれども、そのためには、工場周辺と生活環境との調和に配慮することが前提となっております。

ここでは、国家戦略特区内で条例を制定されている広島県呉市と愛知県北名古屋市における、生活環境との調和を維持するための具体的な措置を御紹介しております。

まず最初に、例えば呉市でございますけれども、より質の高い緑地形成を目指した環境基本計画を策定、緑地等の有効配置等の取組を進めることを推奨、特例を活用される事業者には、呉市の計画を踏まえた取組を進めることについて協定書を交わすことになっており、市は、事業者が適切に取組を進めているか否かを確認するため立入調査を行い、協定に違反している場合には改善指示を行う仕組みとなっております。

2番目の愛知県北名古屋市のケースでは、呉市と同じような仕組みを設けておりますけれども、加えて、近隣住民への事業計画説明を推奨されたり、また市のほうでも、都市緑化推進事業補助金という制度を設けて、事業者が実施する緑化工事、例えば屋上緑化や駐車場緑化等に必要とする費用を補助されているとのことでございました。

28ページになります。28ページ以降は、これまで再三使っているワードであります、工場の周辺環境と調和した取組を御紹介しております。本日は、お時間の関係上、資料の御紹介だけにとどめさせていただきます。

28ページ目は、緑地等工場敷地の提供の事例の紹介。地域の学校と連携した環境教育活動や、桜の季節の工場開放などの例を御紹介しております。

29ページ目になります。これは質の高い緑地整備をされている企業の例ということで、静岡県富士宮市の株式会社アマダ様の事例を御紹介しております。

なお、株式会社アマダ様でございますけれども、2025年度の緑化表彰において経済産業大臣賞を受賞されることになっております。

30ページでございます。30ページ目は、生物多様性の保全をされているトヨタ自動車様の堤工場の例。

31ページになります。環境配慮に資する先進技術を取り入れているソニー長崎テクノロジーセンター様の例。

32ページ目は、今後一般化が見込まれる新技術の例として次世代型太陽電池、ペロブスカイト太陽電池の御紹介をしております。

以上、今回の御提案に至った背景や御提案の内容を御紹介申し上げました。

最後のページで再度、今回の御審議と御承認いただきたい内容を御紹介させていただければ、特定の工場に対する緑地規制の見直しということで、足元において企業が産業用地を新たに確保することが困難な状況にある中で、周辺の生活環境との調和を前提とした緑地面積率の見直しができないか、具体的な制度の見直しのアイデアとして、地域未来投資促進法のスキームの中で、周辺の生活環境との調和のために必要な対応を行う場合に限って、市町村が条例で定めた緑地面積率等を適用できるようにするというものでございます。

委員各位からの御意見を賜りたく、御審議のほど何とぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○浜口委員長 ありがとうございました。

続きまして、国土交通省都市局都市環境課長の藤條聰様より、資料4、都市緑地政策の

最近の動向について、施策の紹介をしていただきます。

なお、時間の関係で、質疑応答、意見交換の時間は後ほどまとめて設けますので、御了承ください。

それでは、藤條様、よろしくお願ひいたします。

○藤條課長 御紹介いただきました、都市局の都市環境課長の藤條と申します。

早速、資料1ページ目を御覧いただければと思います。令和6年5月に当省として都市緑地法の改正を行いまして、その背景・必要性ということで上の箱に書いてありますが、世界と比較して我が国の都市の緑地が少ない、減少傾向ということ。また、気候変動対応、生物多様性、幸福度の向上、こういったものに向けて、緑地の持つ機能に対する期待が高まっていること。また、ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大していること。こういったことから、下に書いてあるような、大きく3つの改正を行ったものでございます。

このうち、1で書いてあります、国主導による都市の緑地の確保ということで行われたもの、また、右側でございますが、3の民間事業者等による緑地の確保の認定制度、こういったものを創設したところでございます。

詳細は2ページ目を御覧ください。まず1つ目の国主導による緑地の確保に関しましては、左下の箱の図に書いてございますように、これまで市区町村が緑の基本計画を定めるというものでありますところ、国が緑の基本方針を定め、都道府県が緑の広域計画を定めるという、この赤字の部分のところを新設させていただきました。

また、右側に書いてございますように、緑地の質・量両面の確保のためには、都市計画の段階において緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要があるという背景を踏まえ、都市計画を定める際の基準に、自然的環境の整備・保全の重要性を位置づけたところでございます。

次の3ページ目でございますが、この施行の際に新たに策定しました緑の基本方針に関しましては、全体目標という2段目のところに書いてございますが、都市のあるべき姿として、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、ウェルビーイングが実感できる緑豊かな都市ということを掲げまして、いわゆる市街地において緑被率が3割以上となることを目指すということで定めているところでございます。

4ページ目を御覧いただければと思います。全国の緑被率の現状でございますが、JAXAのオープンデータを用いて、左下の図のようなところ、このような形で緑被率をカウ

ントしましたところ、23.9%ということでございます。

右下の参考に書いてありますが、ちょっとデータが違うので一概に比較はできませんけれども、2006年から2010年のデータでありますと29.9%が、この10年強で23.9%となっているということで、当省といたしましては緑被率の3割ということに向けて取組を進めているところでございます。

次の5ページでございますが、基本方針で定めましたところ、具体的な措置といたしまして、いわゆる優良緑地確保計画認定制度ということで、通称T S U N A G と言っておりますけれども、右下の愛称・ロゴマークを掲げまして、民間事業者の都市開発の際に、国土交通大臣が質、量、いずれの観点から高い評価を受けたものに対して認定をするということでございます。図が真ん中のほうにございますけれども、1つは、一番下の箱でありますように緑地の量ということ、さらに質の部分では気候変動、生物多様性、ウェルビーイングの3点に加えまして、さらに加点措置として地域の価値の向上、こういったもので評価をさせていただいているところでございます。

詳細は6ページでございますけれども、緑地の量ということで、10%、20%、30%という基準で、トリプルスター、ダブルスター、シングルスターという評価、さらには緑地の質は様々な観点からの評価で、同じような3段階の評価ということで、それぞれを掛け合わせて、いずれも、例えば3つのスター、トリプルAを取ったことで、トリプルスターという認証を行っているというものです。

このような取組をしてございまして、7ページ目でございますが、この施行後1年強でございますが、19計画が認定されているところでございます。様々な都市開発の際に、緑地を合わせて整備したり、また既存の緑地を改修して、質の高い緑地にしていただいたらというような取組が始まっているところでございます。

8ページ目は、バイオフィリック・デザインという概念でございます。1つ目の丸としましては、人間には自然とつながりたいという本能的欲求があるという概念を反映した空間デザインの手法ということで、こういった緑を基調とするデザインをすることによって、幸福度、生産性、創造性、いずれも高まっていくということで、こういったものを都市空間に反映していくことを目指しているものでございます。生産性の向上に非常に高い効果が得られるという民間の研究もございます。

9ページ目でございますが、ウェルビーイングの向上に資する緑地ということで、似たような話になりますが、緑地の利用により免疫力が向上するでありますとか、ストレスの

軽減といったものに効果があると言われてございます。

実際に10ページ目以降には、T S U N A G認定を行ったうち、工場的な、研究所的なところでシチズンさんの例を紹介いたしますけれども、事業概要のところで、敷地内の老朽化した工場を撤去いたしまして、武蔵野の雑木林の再生を行い、ランドスケープも働く場であることに着目をし、従業員のウェルビーイング向上のために緑陰を創出したり、こういったものを行って、シングルスターの認定を受けておられます。

11ページ目にこの従業員の声がありますけれども、緑自体が働く人のウェルビーイングにつながっているということで、フォレストランチとかミーティングでありますとか散歩ですとか、従業員が多様に活用されて、士気向上にも大きな効果があるというような声もございます。

12ページ目でございますが、竹中技術研究所におかれましても、グリーンインフラや生物多様性の向上といったものを目指されておりますし、13ページにございますが、大成建設技術センターでも、ビオトープ池などを設け、緑地の維持と生き物の多様な生息環境の保全を図られているといった取組もございます。

こういったことで、当省といたしましては、都市緑地の確保による質の高い都市空間の実現を目指して取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○浜口委員長 ありがとうございました。

事務局の説明資料でも、既に国土交通省の取組と連携を意識した項目も見られましたが、今後より一層連携を深めていただければと思います。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御意見をいただければと思います。事前に事務局から御案内を差し上げましたとおり、五十音順に指名させていただきますので、お1人3分を目途に御発言ください。各委員から出された御質問や御意見については、最後にまとめて事務局より回答をよろしくお願ひいたします。

それでは、犬伏委員、御発言をお願いいたします。

○犬伏委員 私は一般人ですけれども、自宅屋上の太陽光パネルは、古い立てかけるタイプで、風の音などで心配になるときもありますが、今の太陽光パネルはフラットで、また、プリント型でガラスにも使用できるタイプになってきており、工場等で取り入れていただいても、騒音などの問題もなくなってきているのかなと思います。

また、蓄電についてもリチウムが問題になっていますけれども、違うタイプの蓄電技術

が進んできているということもあって、自然エネルギーも随時蓄電が将来的に可能になるのかなと思います。

そうなっていくと、ますます工場等で取り入れていただくことで、災害時にも、稼働時にも活用できると思います。昨今の気候変動を見ていると、異常な気候や自然災害で、普通の民家ではひとたまりもない、全く想像できないような被害が起こる。そういう意味では、地域によっては、工場というところが1つのよりどころになるのかなと思うので、若干の猶予というか、インセンティブではないのですけれども、譲歩はあってもいいのかなと思います。

そしてまた、日本には資源がないということもありますけれども、やはりスピード感を持って当たっていかないと、今、世界に随分と立ち後れているところもあるので、そういう意味でも、やはり工場には、法律である程度見直して融通できるところはあってもいいのかなと個人的には思いました。

簡単ではございますが、私は見直しに賛成というか、緑地も大切なのですけれども、もうちょっと歩み寄れるところや、各地域で必要な融通、取り入れ方があるのかなと感じました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○浜口委員長 ありがとうございました。続きまして、小山委員、御発言よろしくお願ひいたします。

○小山委員 日本緑化センター、小山と申します。

私ども日本緑化センターは、経済産業省さんと一緒に優れた工場の緑地を表彰する制度で、通称全国みどりの工場大賞と呼んでおりますが、こちらを40年以上続けております。

これまで表彰された工場の方ですとか、その工場を推薦していただいた自治体の方とも話す機会が多くございました。こうした中で私が思うのは、受賞された工場関係の方でも、緑地には木が植えられていればもうそれだけでいいという考え方の方が多くて、それが一般的な認識なのかなと思っております。

この受賞工場を選考する委員会におきましては、緑地面積はもちろんのですけれども、近年では、緑地の質についても高い評価をしています。緑地の質を言い換えますと、ただ木が生えているだけでなく、木が生えていることで様々な付加価値を生み出すということだと思っております。

今回の特定の工場に対する緑地規制の見直しについてですが、私ども日本緑化センター

としましても、工場緑地を、ただ木を植える場所ではなくて、木を植えることで得られる様々な機能を有するということを多くの方に認識していただく、そういうたより機会になればと期待しております。

理想論を言わせてもらいますと、この資料3の2.6にあるような敷地外緑地をうまく活用して、緑地の量も減らないと、なおよいと思っております。

最後に、懸念事項なのですけれども、新しいルールができることによって、これまでやってきた工場さんとそれ以降の工場さんで不公平感が生まれないような、そこに十分に御配慮願いたいと思っております。

以上でございます。

○浜口委員長 ありがとうございました。続きまして、中嶋委員、御発言よろしくお願ひいたします。

○中嶋委員 経団連の中嶋と申します。まず、経産省さん・国交省さんから大変懇切かつ詳細な御説明をいただきまして、ありがとうございました。

御説明いただきましたとおり、分譲可能な産業用地が年々減少傾向にある実態がファクトとして示されたかと思います。とりわけ近年、土地価格の高騰が顕著な中、限られた産業用地を効率的に活用する観点からは、政策的な要請に応じて緑地面積率規制を不斷に見直していくことが重要です。併せて、パブリックアクセプタンスと言いますか、土地取得段階からの行政のコミットメントが肝要になってくると考えております。

我が国の産業競争力の強化という観点からは、御説明にもありましたように、周辺環境との調和や住民の方々への十分な配慮を大前提とした上で、地公体等との緊密な連携の下、緑地規制の緩和を進めることに、私どもとして特段違和感はありません。

他方、産業用地の確保・利活用等に関して、経団連の会員企業・関係企業を対象に意識調査で伺いましたところ、政府に御留意いただきたい点として、大きく3点申し上げたいと思います。

まず、土壤汚染対策費をはじめ、環境対策への支援強化をお願いしたいということ。第二に、工場遊休地に関する情報集約です。どういったところにデータベースがあるか、なかなか見えにくい中、情報を集約していただいた上で、有効活用するということ。第三に、今しがた申し上げましたように、土地取得段階からの政府のコミットメント。これらに対し、関係委員会の委員企業の期待が示されております。

特に土壤汚染対策費の高騰や不確実性、工場の遊休地に関する情報の不足等が投資の予

見可能性を下げ、企業による積極的な産業用地の活用を妨げる要因になっている面もあるかと思います。

猪又課長から冒頭御説明がございましたけれども、官民連携による国内投資拡大という観点からも、地元自治体はもとより多様なステークホルダーを巻き込む形で緊密に連携し、今後議論されていくことになる全国的な緑地規制の在り方を見据え、ぜひバランスの取れた対策を講じていただければと思います。

いずれにいたしましても、日本成長戦略会議等でも議論されており、投資の予見可能性向上に資する供給力の強化が喫緊の課題と存じます。経団連といたしましても、持続的な成長を実現するため、経営者自らがマインドセットを変えて、設備投資、研究開発投資、人的投資を拡充していくことが必要と認識しております。自然と共生する持続可能な社会の実現を目指し、経団連としても、国内外のステークホルダーとの対話、連携を進めてまいりますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○浜口委員長 ありがとうございました。続きまして、藤井委員、御発言よろしくお願ひいたします。

○藤井委員 私のほうからは4点ほどお話ししたいと思っています。

まずは、工場立地法そのもの自体は、最初に御説明いただきましたように、地域環境と産業環境の調和を目的としている非常に画期的な法律で、やはりこの理念を後退させないような形で考えていくことが最重要と思っています。

先ほどから様々な緑の価値というところはたくさん上がってきておりますけれども、1点、産業政策の観点から抜けているものがあるとしますと、産業人材の確保というのが大きな課題となっていると思うのですが、工場の環境がよいということは、そういった人材を引きつけるという点でも重要な点かなと思っています。その上で、今の緑地規制というのが、どちらかというと量に偏重しているように感じていて、もう少し質の面をちゃんと評価できるような形で考えていくことが重要です。先ほどの御説明の中にも自治体から地域事情を踏まえた裁量がもう少しあってもよいのではないかという話がありましたけれども、質の部分もしっかりと見ながら、性能規定期的に判断できるような形になっていくと、まずは工場立地法全体としてよいだろうと思っています。

2点目として、地域未来投資法の今回の特例についても、面積を引き下げて、代替措置として生活環境というような考え方になってしまふのはよくないと思っていて、よいもの

がつくられるから緩和ができるというほうが、本来の形ではないかと思っています。そのときに、よいものが何なのかという部分、いろいろ魅力的な事例を今日御紹介いただいているのですけれども、グッドプラクティスだけではなくて、緑が減少してしまったとか、形式的な地域貢献になってしまったような、ちょっと問題のあるような事例というのもないのだろうかというところが気になっていまして、そういったところもきちんと体系的に把握をしながら、単なる規制緩和にならないということが大事かなと思っています。

3点目には、先ほど敷地外緑地制度についてお話をありましたけれども、私もそこをもつとうまく使っていってよいのではと思っています。これは未来投資法のほうの使い方でもあると思っていて、単なる既存工場の救済ということだけではなくて、新規に開発するときも、既存の緑地も含めてそういう守るべき緑だったり新しくつくる緑のほうに、より豊かなものをつくっていくことで、町全体として地域全体として環境がよくなっていくような、そういう観点が必要だと思っていますし、その際に、緑の政策のほうで出てきています広域的な緑の計画ですかマスタートップラン、緑の基本計画といったようなものとも連携して、広域的なグリーンインフラ整備につながっていくような形をとつていけるとよいなと思います。

最後の点としては、緑の質と評価をモニタリングするようなところが、先ほどのバッドプラクティスとも関連するのですけれども、必要かなと思っています。御紹介いただいたT S U N A G認定もそうですけれども、ほかにも緑の評価をするような仕組みはいろいろ出てきているかと思うのですが、出来上がったところがちゃんと質が保てているか、またそういう認証を受けることで、企業側にとってもそれがアピールポイントになっていくと思いますし、E S Gですとか、株主に説明していくようなときにも、非財務情報としてそういうものを使っていくことで、企業にとってもよい点というのはあると思いますので、その辺りのモニタリングをしながら、きちんと進めていけるとよいなと思っています。

以上です。

○浜口委員長 　 ありがとうございます。続きまして、村上委員、御発言よろしくお願ひいたします。

○村上委員 　 ありがとうございます。日本総研の村上でございます。

私は、企業のE S G経営ですかS D G sに貢献したいビジネスの御支援ということを長くやってまいりました。その立場から意見を申し上げたいと思います。

今日も非常に優れた例がたくさん紹介をされましたけれども、昨今、企業が求められる

環境、社会、サステナビリティへの対応というものは、一工場にとどまらず、バリューチェーンを通じて、つまり調達元から使われて、作ったものが廃棄されるまで、全体を通じた理解の上で、どういう対策をきちんと打っていくかということが求められています。

ですので、ここで大事になるのが、環境との関係性を正しく理解できるかというところなのですけれども、工場と環境の関係というと、どちらかというと環境負荷を及ぼしているので、それに対して緑地とか水とか騒音とか大気とか、いろいろな規制が既にあるのだと思っています。

加えて、最近、非常に重要なのですけれども、まだ理解が多少難しいというのが、恩恵をどう被っているかというところです。つまり、例えば流域に立地していて水をたくさん使っているとすると、敷地とは関係なく、使っている水がどこから来ているのかというような、そういったところに対する配慮が意識できているかというところが重要になってまいります。

こうした、その工場がどういう恩恵を受けているか、この恩恵の維持向上に企業がどのくらい投資できるのかというところ、これからはそういったところが求められていくのかなども考えております。

ここについて、やはり一番よく知っているのは自治体であろうと。当地の環境がどのようなものであって、何がその自治体の環境、社会、経済を成り立たせているのかということになりますので、そこに対する情報をきちんと企業側に伝えることができているかというのが重要かと思います。

例えばですけれども、生物多様性地域戦略がつくられているかどうかとか、それが今のようなところで分かりやすくなっているかといいますと、自治体がお持ちのほかのいろいろな計画とか戦略に比べると、ちょっとまだ足りないところもあるのかなとも見えていまして、そういった分野との連携というのも、今後、このテーマ、工場立地から見ても、その地域の環境を理解するという意味でも重要になってくるかなと思っています。

以上でございます。

○浜口委員長 　ありがとうございました。続きまして、室田委員、御発言をお願いいたします。

○室田委員 　ありがとうございます。御存じだと思いますが、私の話の前に、少し千葉県のことを御紹介させていただきますと、千葉県は戦後、浦安市から富津市までの東京湾岸を埋め立てまして、我が国を代表するような大企業が立地をしてきました。また、都内

の住居と工場が混在するような地域から工場の移転を進めたことによって、本県というの は急速な工業化が実現したと考えています。

一方で、鉄道網の発展によりまして、都心のベッドタウンということで、住宅地の整備 が進んで人口が急増しましたけれども、こうした急増した地域が、まさに工業化が進んだ 東京湾岸部や、いわゆる都内に近い東葛とか葛南と呼ばれる地域で顕著でした。

このような経緯を踏まえますと、工場立地法というのは、本県のように住宅エリアと 工業エリアが混在して発展を遂げてきた自治体にとっては、大変重要な役割を果たしてきた のだなと認識をしているところであります。

しかしながら、現在、本県の状況を見ますと、湾岸部にコンビナートがある自治体を 中心に、工場立地法に基づく緑化率は、立地市町村の準則条例によって、現在法律によつて 認められる下限値まで引き下げられている団体も幾つかございます。

そういった中で、今回、私どものほうで企業に幾つかヒアリングというか意見をお聞き したのですけれども、いただいた意見の中で私どものほうで、ぜひこの場で御紹介したい なと思ったのが3つございます。

1つは、設備の新設とか大規模更新の際に、緑地確保を優先せざるを得ないといふこと で、計画の見直しや縮小、緑地確保の工事のために本体工事を大きく遅らせてしまった事 例が発生していると。

また、これは大変重要なと思うのですけれども、カーボンニュートラルに資するような 設備を導入する場合に、緑地を含む用地の確保に非常に困難をしていると。

また、先ほどからお話が出ていて、敷地外緑地制度についても、必要な緑地の確保に資 する仕組みではあるものの、協力する自治体の提供可能な緑地にも限度がある中で、将來 にその緑地を確保できるか不安があるといったような意見をいただいております。

私どもとしても、カーボンニュートラル施設を含め、企業の投資を促していくためにも、 緑地等のいわゆる緩和というのは非常に有益と考えております。もちろん社会全体で見た ときには、緑地が果たす役割というのも当然重要ですので、今までの御説明にもありました ように、生活環境との調和を踏まえた上で、必要な緑地等の水準を改めて考え直すとい う今回の議論は、まさに重要なものとは理解をしております。

今回の議論で自治体としましては、新たな制度を多くの地域や企業に活用してもらうた めには、制度導入の際の企業ですとか自治体の負担がなるべく少なくなるようにすること が肝要であると考えておりますので、国におかれましては、検討に当たってその辺につい

て御配慮いただければと思います。

私からは以上でございます。

○浜口委員長 ありがとうございました。ここで、私からも一言コメントを述べさせていただきます。

本小委員会が検討しております産業用地の確保、なかんずく緑地規制の見直しにつきましては、政府の地域未来戦略本部で作成された地域未来戦略で取り組む内容を示した資料においても、今後の検討が明記されております。

本小委員会が取り扱う課題はそのように重要度を増している中で、本日、工場の緑地等面積率基準について、これまで工場立地法等が国一律の基準を定めているところを、地方自治体が条例でより柔軟に緩和を進めることを可能にすることを議論してまいりました。

本小委員会の議論を通じて、工場立地法制定当時と大きく異なる技術や環境規制の変化を踏まえて、地域経済の発展に向けて可能な範囲で規制を地域の実情に合わせるように適合させていくことが、産業用地の確保につながるという期待とともに、都市部において緑地が量的にも質的にも一定の水準を満たすことの重要性についてもより理解が深まりました。

ここでいう地域の実情を反映するということについては、条例を制定していることを条件とし、また規制変更を認める地域を既に運用されている地域未来投資促進法の重点促進区域を対象とするということで、地域が発展を最も期待している区域というものを、住民の声を反映した形で後押しすることにつながることが期待できることから、妥当なことだと思います。

加えて、本日の経産省さんからの御提案では、周辺の環境との調和のために必要な対応を行う場合に限りと限定されていることにより、必要な質の高い緑地が維持、促進されることにもつながると考えられます。

提出いただいた資料の中に、既にそのような質の高い緑地の整備に取り組んでいる先進的な企業の例が紹介されていました。今後、地域未来投資促進法における工場立地法特例措置の見直しの検討を具体化するに当たって、工場敷地内緑地が企業と地域社会との調和をこれまで以上に促進することに留意しつつ、特定区域の開発を重点的に進めたいと考える自治体の実情に合わせて、必要とされる産業用地を確保できるような柔軟な制度設計を考えていただきたいと思います。

私からは以上です。

これで、各委員から意見を出していただきました。それでは、各委員から出された御質

問や御意見について、事務局から回答とコメントをよろしくお願ひいたします。

○猪又課長 ありがとうございます。大変貴重な御意見を頂戴することができました。多くの委員からたくさんの御質問、御意見を頂戴しておりますので、漏れ等ありましたら後ほど御指摘をいただければと思います。

まず、犬伏委員からの御意見でございますけれども、歩み寄れるところは、しっかりと地域と工場で歩み寄るという御発言があったと思います。まさにそのとおりだと思っておりまして、工場立地法の目的もそれを目指しているものだと我々は考えております。

企業がなすべき責任というものはたくさんあるかと思います。新しい技術、ペロブスカイトの御紹介もございましたけれども、そういったものを率先垂範として工場に設置していく、これによって環境に優しいものが生まれたということを、地域住民に発信するきっかけにもなるかと思いますので、新しい再エネ、省エネに値するような機器の生産、それから導入については、当省としても、しっかりと今いろいろな支援施策を設けているところでございますけれども、そういったことも御活用いただきながら、企業に対してはそういったことを求めていくということになるかと思います。

それから、何人かの委員からも同じコメントがございましたけれども、小山委員からの質と量の部分のところでございます。質がよければ量を減らしていいのか、量があれば質を悪化させてもいいのか、これは本当にすごく難しいところだと思いますけれども、今回の工場立地法の見直しは、地域未来投資促進法のスキームを使うことになりますけれども、御説明の中でも申し上げたとおり、このスキームを使いたいという企業は、地域を牽引するような計画をつくっていただきつつ、工場と周辺の環境を調和した計画もつくっていただくと。

すなわち何が言いたいかというと、地域経済を牽引していくような企業は、やはり地域の環境も牽引していくお立場になっていただきたいと思いますので、量と質の問題、非常に難しいところだと思いますけれども、どんなことを求めていくかということについては、引き続き小山委員を含めた委員の皆様の御意見を頂戴しながら、つくり込みをしていきたいと思います。

中嶋委員からは、投資を行いたいという企業の目線から立った御意見、御質問を頂戴したかと思います。

土壤汚染の話、それから工場遊休地の把握の話、それから土地取引の話、これはまさに、今、地域未来投資促進法の中でも検討が進められているところでございます。今後も経団

連様のいろいろな御意見を賜りながら、実際の運用について、あるいは制度設計について、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

藤井委員からは、たくさんのお話の中で、まずは工場立地法の理念を後退させてはいけないということ、まさに今回の制度改正の中で、工場立地法を所管している我々として一番気にしなければいけないのはその点でございまして、今回の法律改正を行うにしても、新たな制度も、生活環境との調和を前提とするということは間違いない話でございまして、緩和されたからといって、不公平感が生じるようなことがあっては絶対にいけないと思います。

それから、敷地外縁地のところでございます。御案内のとおり、一部救済しているような制度に見られるところがあるのですけれども、今日、キリンビール様の例を御紹介申し上げたとおり、制度的には救済の意味合いもありながら、企業が本当の意味で工場縁地を市民に御紹介することができて、それによって工場周辺の人々、環境に対して貢献できるというような、とてもいい事例なのだと思います。

ただ、工場立地法の世界の中でいうと、どうしても敷地外縁地というものは救済的な意味合いが大きいところは間違いないのですが、今日も繰り返し出てきているキーワードで、量と質を両方得るということであるならば、もしかしたら敷地外縁地というのも有効な手段ではと思っておりますので、これは、最終的には条例で敷地外縁地のルールを各市町村がどのように設定するかによるものだと思いますが、バッドプラクティスの例もたくさん出さなければいけないと思いつつ、敷地外縁地のところについては、なおグッドプラクティスのほうも収集していきたいと思います。

量と質の確保の話もございました。このところについては、次の委員会でもまた議論させていただければと思います。

村上委員からのご発言は、地域が求める環境を工場が知るということも極めて大事だと思いますし、それを感じて、工場が地域にどういった環境貢献ができるのか、情報をしっかりと開示し合う、対象としてはっきりと見せ合うということなのかと思います。

今現在、そういった仕組みが設けられているわけではございませんけれども、今後、今日再三申し上げているキーワードでございます工場の周辺環境と調和した整備を求めるということであるならば、当然、特例を使おうとしている企業は、その周辺環境、どういったことが求められるかということを知ることが、まず第一歩だと思いますので、しっかりとどのように仕組みに書き込めるかということを検討させていただくことになるかと思い

ます。ありがとうございます。

最後に、室田委員からの御意見、ありがとうございます。具体的な運用のところについての制度設計は、今後検討を進めていくことになりますけれども、室田委員からの御指摘を踏まえて、効果的な活用につながるように、可能な限り事務負担の少ないスキームを検討していきたいと思います。

少し漏れがあるかもしれませんご回答とさせていただきます。ありがとうございます。

○浜口委員長 ありがとうございます。それでは議決に移ります。資料3、特定の工場に対する緑地規制の見直しについての御判断を仰ぎます。

一部懸念の声もありました。今の猪又課長からの御回答のとおり、事務局側ではその部分についてはしっかりと受け止めていただけたものと思われます。事務局がその部分について今後もしっかりと留意することを前提に、特定の工場に対する緑地規制の見直しについては、工場立地法検討小委員会として承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、特定の工場に対する緑地規制の見直しについて、本委員会として了承いたします。

私は地域経済産業分科会の会長も務めておりますので、本小委員会での議決について、分科会に御報告をいたします。

なお、今後、具体的な制度設計については、事務局に一任することとして、その具体的な仕組みや開始時期については、改めて事務局から御報告していただくようにお願いいたします。

また、次回以降の委員会も予定がありますので、委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。

議事は以上ですが、それでは事務局へ進行をお返しいたします。

○猪又課長 ありがとうございます。本日は、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、御多忙の中、本小委員会に御参加いただいたことを改めて感謝申し上げます。様々な御意見を賜りました。

本日の議事でございます、特定工場に対する緑地規制の見直しにつきましては、本日御了承いただきましたことを踏まえて、地域経済産業分科会の取りまとめに向けて進めてまいりたいと思います。

また、本日御審議いただいた内容に関しまして、追加的な御質問がございましたら、後

日でも結構でございます。事務局のほうまで御一報を頂戴できればと思います。

以上をもちまして、本日の議事は全てを終了いたしました。これにて、産業構造審議会地域経済産業分科会第37回目の工場立地法検討小委員会を閉会いたします。今日はありがとうございました。

——了——